

設備等管理業務実施要領

第 1 受託者の資格

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条の 6 の規定に基づく消防設備士免状の交付を受けているか、当該免状の交付を受けている従業員を 1 名以上雇用している者であること。

第 2 業務内容

1 設備管理業務

次に掲げる各業務とする。

- (1) 一般管理業務
- (2) 中央監視設備管理業務
- (3) 電気設備管理業務
- (4) 機械設備管理業務
- (5) 建築附帯設備管理業務

2 消防用設備等保守点検業務

(1) 消防用設備等保守点検業務

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条第 1 項の規定に基づきぎふ清流文化プラザに設置されている「消防設備等」につき、消防法第 17 条の 3 の 3 の規定に基づき、甲が行う点検及び報告業務の全てを実施すること。

「消防用設備等」の種類（消防法執行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 7 条に規定する消防用設備等の区分による）は次のとおりであり、その詳細は「未来会館改修工事図面」（別途供覧）及び消防法第 17 条の 3 の 2 の規定に基づき岐阜県知事から岐阜市消防長あてに提出された「消防用設備等設置届出書副本」（別途供覧）に記載のとおりである。

ア 消火設備

- (ア) 消火器
- (イ) スプリンクラー設備
- (ウ) 泡消火設備
- (エ) 特殊ガス消火設備

イ 警報設備

- (ア) 自動火災報知設備
- (イ) ガス漏れ火災警報設備
- (ウ) 非常放送設備

ウ 避難設備

(ア) 緩降機

(イ) 誘導灯

エ 消火活動上必要な施設

(ア) 排煙設備

(イ) 連結送水管

(ウ) 非常コンセント設備

(2) 火炎伝送防止装置保守点検業務

岐阜市火災予防条例（昭和 37 年条例第 22 号）第 3 条の 4 第 3 項のハの規定に基づき会館に設置されている「火炎伝送防止装置」について、甲が自主的に行う点検及び報告の全てを実施する。

「火炎伝送防止装置」の種類は「フード等専用簡易自動消火装置」であり、その詳細は岐阜県知事から岐阜市消防長あて提出された消防用設備等設置届出書の副本（別途供覧）に記載のとおりとする。

なお、業務は消防用設備等保守点検業務に準じ、適切に実施すること。

(3) 緊急時業務

消防設備に異常が発生し、又は発生するおそれがあるとして、通知があった場合、応急処置等にあたること。

第 3 従事者の確保等

- 1 乙は、業務の疎漏、所定時間の遅延等ないよう、業務遂行に必要な従事者を設置しなければならない。
- 2 設備管理業務の従事者のうち 1 名以上を第 1 種電気工事士の資格保有者とする。
- 3 設備管理業務の従事者は、当該業務の経験年数が 3 年以上で、当該業務に精通した者であること。
- 4 設備管理業務の従事者は、高校において機械科又は電気科の過程を修めて卒業した者、又はこれと同等以上の学力を有する者であること。
- 5 設備管理業務の従事者の中から「高圧ガス許可等事務処理要項」（昭和 57 年 6 月 27 日商第 707 号岐阜県商工労働部長通知）の規定に基づく冷凍設備取扱責任者及びその代理者を選出すること。
- 6 乙は、消防用設備等保守点検業務の従事者について、消防法施行令第 7 条に規定に基づく消防用設備等の種類ごとに、点検及び報告義務の担当者を選出し、消防設備士免状又は消防設備点検資格者免状の写を甲に届け出ること。
- 7 乙は、すべての従事者について、所属前に甲の承認を受けること。

第 4 主任者の配置等

- 1 従事者の中から総括主任者を選出すること。
- 2 従事者の中から設備管理業務、消防用設備等保守点検業務ごとに主任者（以下「業務別主任者」という。）を選出すること。
- 3 総括主任者は、設備管理業務主任者との業務を妨げない。
- 4 総括主任者の責務は、次のとおりとする。
 - (1) 業務を総括し、業務別主任者の指揮監督にあたること。
 - (2) 業務内容を完全に理解し適正かつ効率的に業務を遂行すること。
 - (3) 連絡調整を担当し、適正かつ効率的に業務を遂行すること。
 - (4) 従事者の技術教育を担当し、従事者の資質向上を図ること。
 - (5) 従事者の防災教育を担当し、従事者の資質向上を図ること。
- 5 業務別主任者は、業務あるときは常に会館に出勤し、総括主任者の指示を受け、現場の指導・監督を行い、業務を完全履行すること。
- 6 設備管理業務主任者は、次の条件を満たす者とする。
 - (1) 第1種電気工事士の資格保有者であること。
 - (2) 設備管理業務の経験年数が5年以上の者であること。
 - (3) 設備管理業務全般に精通した者であること。
- 7 消防用設備等保守点検業務主任者は消防設備士免状の交付を受けている者または消防設備点検資格者とする。
- 8 建築設備保守点検業務主任者は、建築士、建築設備検査資格者の交付を受けている者など国土交通大臣が定める資格を有する者とする。

第5 安全確保業務

- 1 業務の遂行にあたり各種取扱説明書、注意書等を理解し安全確保に努めること。
- 2 火気の始末、不要可燃物の除去を徹底し、火災の防止に努めるとともに、避難誘導経路を確保すること。
- 3 従事者に対し、業務に関する研修及び使用器具の使用等必要な訓練を十分に行い業務中における施設設備等の損傷、事故の防止に努めること。

第6 緊急事態発生時の対応

重大事故、地震、風水害等の緊急事態発生に備え、総括主任者及び設備管理業務の従事者を非常招集できる体制を確立し、緊急事態が発生した場合は、速やかに従事者を指示する場所に配備すること。